

伊方発電所 組織整備保安規定審査 コメント一覧


No	原子力規制庁コメント			回答	反映先の資料
	日付	該当資料	内容		
1	2/22 ヒアリング	資料1(パワーポイント) P2	・概要に変更理由を記載しているが、変更した経緯、背景を含め、詳細に記載すること。 ・また、過去に統合、新設している課については、過去変更の経緯、背景も記載すること。	・組織変更した経緯、背景を記載する。 ・また、過去に統合、新設している原子燃料課、訓練計画課、総務課、保修統括課および防災課は、過去変更の経緯を記載する。	別紙
2	2/22 ヒアリング	資料1(パワーポイント) P2, 8, 9, 11	・(P2)概要に変更理由を、(P8, 9, 11)主要分掌業務に課が実施する業務を記載しているが、保安規定に関係ない内容も記載しているため、保安規定を変更するのか、変更するななどのように変更するのか、といった視点で記載を適正化すること。保安規定に関係ない箇所はあえて記載する必要はない。	・保安規定にどのように影響するのかといった観点で資料を修正する。具体的には保安規定変更箇所を明示し、保安規定に関連しない業務は削除する。	資料1(パワーポイント) P7～16
3	2/22 ヒアリング	資料1(パワーポイント) P8, 9, 11	・以下の組織変更については、変更後の組織で新たな業務を担うことができる理由を記載すること。特に課長は能力に問題ないことを記載すること。 ➢安全技術課と訓練計画課を統合 ➢防災課の業務を保修統括課と総務課に移管	・課の統合もしくは業務の移管がされた場合に、組織および組織の長(課長)の業務遂行に支障がない理由を記載する。 ・以下の課の統合、業務移管について記載する。 ➢安全技術課と訓練計画課を統合 ➢防災課の業務を保修統括課と総務課に移管	審査資料TS(77)-03 P1～5
4	2/22 ヒアリング	資料1(パワーポイント) P8, 9, 11	・主要分掌業務ごとに担当する人数(括弧書きの部分)を記載すること。 ・変更後に人員減となっている主要分掌業務については、人数減となっても業務の継続性に問題ないと判断した理由を記載すること。	・保安規定に関連する業務ごとに担当する人数を記載し、変更後に人数減となっている業務については、人数減となっても業務の継続性に問題ないと判断した理由を記載する。	資料1(パワーポイント) P10 審査資料TS(77)-03 P2
5	2/22 ヒアリング	資料1(パワーポイント) P8	・「2.」で、「今後新たに乾式貯蔵施設に係る業務が発生することから、～」との記載があるが、表のどの業務が当該業務に該当するのか、保安規定ではどこに該当するのか、今後乾式貯蔵施設を運用するために新たな業務が加わるのか、加わるのであれば保安規定に反映されるのか、について記載すること。	・乾式貯蔵施設を運用するための保安規定変更認可申請は、当該施設の運用開始までに別途申請予定である。今回申請内容の原子燃料課設置は、運用開始までに準備業務が発生することを見込んで設置するものであり、「今後新たに乾式貯蔵施設に係る業務が発生することから、～」の記載を適正化する。	資料1(パワーポイント) P10
6	2/22 ヒアリング	資料1(パワーポイント) P1	・カテゴリ②の概要で、「訓練計画課は、新規制基準で要求される火災防護や自然災害への対応体制の構築する目的を達成し、～」とあるが、目的達成の判断根拠を記載すること。 ・また、訓練計画課を新設した当時の目的や背景を含めて記載すること。	・目的達成の判断根拠を記載する。 ・訓練計画課を新設した目的や背景はコメントNo.1にて対応する。	審査資料TS(77)-03 P1


No	原子力規制庁コメント			回答	反映先の資料
	日付	該当資料	内容		
7	2/22 ヒアリング	資料1(パワーポイント) P2	・保安規定第8条において、変更内容に「原子炉主任技術者の兼務する課長を削除」とあるが、削除する理由および移管・統合する課の課長を選任しない理由を記載すること。	・原子炉主任技術者の兼務する課長を削除する理由を記載する。	資料1(パワーポイント) P16

組織整備に伴う保安規定変更の変遷について

伊方発電所の組織整備に伴う、保安規定第4条（保安に関する組織）および第5条（保安に関する職務）の変更等、保安規定変更の変遷は、以下のとおりである。


○訓練計画課、原子燃料課


申請年月日(認可年月日)	変更内容		変更目的
平成 28 年 12 月 2 日 (平成 29 年 2 月 10 日) 保安規定第 62 次改正	<ul style="list-style-type: none"> 訓練計画課を新規設置し、安全技術課の一部業務を移管する。 (変更前)		<ul style="list-style-type: none"> 安全技術課においては、新規制基準施行に伴い、重大事故等発生時等に係る体制の整備および教育訓練の管理の業務を新たに所管し、業務量が増大していることから、重大事故等発生時等に係る教育訓練の管理を専門に扱う訓練計画課を新規設置することで、円滑に業務を遂行する。
	組織名称	保安規定に関連する業務	
	安全技術課	<ul style="list-style-type: none"> 原子力防災に係る体制の整備および教育訓練の管理 重大事故等発生時等に係る体制の整備および教育訓練の管理 	
			
	(変更後)		
	組織名称	保安規定に関連する業務	
安全技術課	<ul style="list-style-type: none"> 原子力防災に係る体制の整備および教育訓練の管理 重大事故等発生時等に係る体制の整備 		
訓練計画課 (新設)	<ul style="list-style-type: none"> 重大事故等発生時等に係る教育訓練の管理 		


申請年月日(認可年月日)	変更内容	変更目的		
平成 31 年 2 月 27 日 (令和元年 6 月 4 日) 保安規定第 68 次改正	<ul style="list-style-type: none"> 安全技術課と原子燃料課の業務を統合し、原子燃料課は廃止する。 (変更前)	<ul style="list-style-type: none"> 新規制基準施行に伴い、重大事故等発生時等に係る体制の整備および教育訓練の管理の業務を所管し、年間を通じて業務量の多い安全技術課と、1, 2号機の廃止に伴い業務量が減少することが見込まれる原子燃料課を統合し、一体運用することで、円滑に業務を遂行する。 		
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="573 290 779 331">組織名称</td> <td data-bbox="788 290 1406 331">保安規定に関連する業務</td> </tr> </table>		組織名称	保安規定に関連する業務
	組織名称		保安規定に関連する業務	
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="573 341 779 383">原子燃料課</td> <td data-bbox="788 341 1406 440"> <ul style="list-style-type: none"> 炉心の管理 燃料の管理 </td> </tr> </table>		原子燃料課	<ul style="list-style-type: none"> 炉心の管理 燃料の管理
	原子燃料課		<ul style="list-style-type: none"> 炉心の管理 燃料の管理 	
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="573 488 779 529">安全技術課</td> <td data-bbox="788 488 1406 619"> <ul style="list-style-type: none"> 原子力防災に係る体制の整備および教育訓練の管理 重大事故等発生時等に係る体制の整備 </td> </tr> </table>		安全技術課	<ul style="list-style-type: none"> 原子力防災に係る体制の整備および教育訓練の管理 重大事故等発生時等に係る体制の整備
	安全技術課		<ul style="list-style-type: none"> 原子力防災に係る体制の整備および教育訓練の管理 重大事故等発生時等に係る体制の整備 	
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="573 679 779 721">訓練計画課</td> <td data-bbox="788 679 1406 778"> <ul style="list-style-type: none"> 重大事故等発生時等に係る教育訓練の管理 </td> </tr> </table>		訓練計画課	<ul style="list-style-type: none"> 重大事故等発生時等に係る教育訓練の管理
訓練計画課	<ul style="list-style-type: none"> 重大事故等発生時等に係る教育訓練の管理 			
				
(変更後)				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="573 928 779 970">組織名称</td> <td data-bbox="788 928 1406 970">保安規定に関連する業務</td> </tr> </table>	組織名称	保安規定に関連する業務		
組織名称	保安規定に関連する業務			
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="573 979 779 1056">原子燃料課 (廃止)</td> <td data-bbox="788 979 1406 1056">—</td> </tr> </table>	原子燃料課 (廃止)	—		
原子燃料課 (廃止)	—			
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="573 1072 779 1114">安全技術課</td> <td data-bbox="788 1072 1406 1302"> <ul style="list-style-type: none"> 原子力防災に係る体制の整備および教育訓練の管理 重大事故等発生時等に係る体制の整備 炉心の管理 燃料の管理 </td> </tr> </table>	安全技術課	<ul style="list-style-type: none"> 原子力防災に係る体制の整備および教育訓練の管理 重大事故等発生時等に係る体制の整備 炉心の管理 燃料の管理 		
安全技術課	<ul style="list-style-type: none"> 原子力防災に係る体制の整備および教育訓練の管理 重大事故等発生時等に係る体制の整備 炉心の管理 燃料の管理 			
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="573 1362 779 1404">訓練計画課</td> <td data-bbox="788 1362 1406 1445"> <ul style="list-style-type: none"> 重大事故等発生時等に係る教育訓練の管理 </td> </tr> </table>	訓練計画課	<ul style="list-style-type: none"> 重大事故等発生時等に係る教育訓練の管理 		
訓練計画課	<ul style="list-style-type: none"> 重大事故等発生時等に係る教育訓練の管理 			

申請年月日(認可年月日)	変更内容	変更目的														
令和4年1月28日 【本申請】	<p>・安全技術課と訓練計画課の業務を統合し、訓練計画課を廃止する。また、原子燃料課を新規設置し、安全技術課の一部業務を移管する。</p> <p>(変更前)</p> <table border="1" data-bbox="577 331 1395 769"> <thead> <tr> <th data-bbox="577 331 792 379">組織名称</th> <th data-bbox="792 331 1395 379">保安規定に関連する業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="577 379 792 671">安全技術課</td> <td data-bbox="792 379 1395 671"> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力防災に係る体制の整備および教育訓練の管理 ・重大事故等発生時等に係る体制の整備 ・炉心の管理 ・燃料の管理 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="577 671 792 769">訓練計画課</td> <td data-bbox="792 671 1395 769"> <ul style="list-style-type: none"> ・重大事故等発生時等に係る教育訓練の管理 </td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>(変更後)</p> <table border="1" data-bbox="577 868 1395 1449"> <thead> <tr> <th data-bbox="577 868 792 916">組織名称</th> <th data-bbox="792 868 1395 916">保安規定に関連する業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="577 916 792 1114">原子燃料課 (新設)</td> <td data-bbox="792 916 1395 1114"> <ul style="list-style-type: none"> ・炉心の管理 ・燃料の管理 (乾式貯蔵施設の運用に向けての準備業務が発生する見込み) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="577 1114 792 1353">安全技術課</td> <td data-bbox="792 1114 1395 1353"> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力防災に係る体制の整備および教育訓練の管理 ・重大事故等発生時等に係る体制の整備および教育訓練の管理 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="577 1353 792 1449">訓練計画課 (廃止)</td> <td data-bbox="792 1353 1395 1449">—</td> </tr> </tbody> </table>	組織名称	保安規定に関連する業務	安全技術課	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力防災に係る体制の整備および教育訓練の管理 ・重大事故等発生時等に係る体制の整備 ・炉心の管理 ・燃料の管理 	訓練計画課	<ul style="list-style-type: none"> ・重大事故等発生時等に係る教育訓練の管理 	組織名称	保安規定に関連する業務	原子燃料課 (新設)	<ul style="list-style-type: none"> ・炉心の管理 ・燃料の管理 (乾式貯蔵施設の運用に向けての準備業務が発生する見込み)	安全技術課	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力防災に係る体制の整備および教育訓練の管理 ・重大事故等発生時等に係る体制の整備および教育訓練の管理 	訓練計画課 (廃止)	—	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練計画課においては、重大事故等発生時等の教育訓練の管理の仕組みを考案・運用することにより、訓練体制を構築させたことから、原子力防災に係る体制の整備および教育訓練の管理を所管する安全技術課に移管し、訓練計画課と安全技術課を統合することで、原子力防災全般を一元管理し、円滑に業務を遂行する。 ・今後新たに乾式貯蔵施設の運用に向けての準備業務が発生する見込みであることから、炉心管理、燃料管理を専門に扱う原子燃料課を新規設置する。
組織名称	保安規定に関連する業務															
安全技術課	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力防災に係る体制の整備および教育訓練の管理 ・重大事故等発生時等に係る体制の整備 ・炉心の管理 ・燃料の管理 															
訓練計画課	<ul style="list-style-type: none"> ・重大事故等発生時等に係る教育訓練の管理 															
組織名称	保安規定に関連する業務															
原子燃料課 (新設)	<ul style="list-style-type: none"> ・炉心の管理 ・燃料の管理 (乾式貯蔵施設の運用に向けての準備業務が発生する見込み)															
安全技術課	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力防災に係る体制の整備および教育訓練の管理 ・重大事故等発生時等に係る体制の整備および教育訓練の管理 															
訓練計画課 (廃止)	—															

○総務課、保修統括課、防災課

申請年月日(認可年月日)	変更内容	変更目的										
平成 20 年 7 月 11 日 (平成 20 年 8 月 22 日) 保安規定第 46 次改正	<ul style="list-style-type: none"> 法令変更により追加となった初期消火活動に係る体制の整備を総務グループの業務に追加する。 (変更前) <table border="1" data-bbox="562 331 1413 480"> <tr> <td data-bbox="562 331 792 379">組織名称</td> <td data-bbox="792 331 1413 379">保安規定に関連する業務</td> </tr> <tr> <td data-bbox="562 379 792 480">総務グループ</td> <td data-bbox="792 379 1413 480"> <ul style="list-style-type: none"> 初期消火活動に係る体制の整備 (下線部は既存の業務から追加) </td> </tr> </table>	組織名称	保安規定に関連する業務	総務グループ	<ul style="list-style-type: none"> 初期消火活動に係る体制の整備 (下線部は既存の業務から追加) 	<ul style="list-style-type: none"> 総務グループは、消防法に基づく消防計画に従い、発電所内で発生する火災に対して自衛消防組織として対応を行っていた。 その後、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則において、第 11 条の 2 および第 16 条第 1 項第 15 号の 2 が追加され、初期消火活動に係る体制の整備が追加になったため、自衛消防組織としての対応を行っている総務グループにて所管する。 						
組織名称	保安規定に関連する業務											
総務グループ	<ul style="list-style-type: none"> 初期消火活動に係る体制の整備 (下線部は既存の業務から追加) 											
平成 23 年 2 月 18 日 (平成 23 年 4 月 4 日) 保安規定第 54 次改正	<ul style="list-style-type: none"> 防災課を新規設置し、総務グループ(総務課)の業務を移管する。 (変更前) <table border="1" data-bbox="562 815 1413 963"> <tr> <td data-bbox="562 815 792 863">組織名称</td> <td data-bbox="792 815 1413 863">保安規定に関連する業務</td> </tr> <tr> <td data-bbox="562 863 792 963">総務グループ</td> <td data-bbox="792 863 1413 963"> <ul style="list-style-type: none"> 初期消火活動に係る体制の整備 </td> </tr> </table> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">  </div> <p>(変更後)</p> <table border="1" data-bbox="562 1059 1413 1401"> <tr> <td data-bbox="562 1059 792 1107">組織名称</td> <td data-bbox="792 1059 1413 1107">保安規定に関連する業務</td> </tr> <tr> <td data-bbox="562 1107 792 1209">総務課*</td> <td data-bbox="792 1107 1413 1209"> — (総務グループから総務課に名称変更) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="562 1209 792 1401"> 防災課* (新設) </td> <td data-bbox="792 1209 1413 1401"> <ul style="list-style-type: none"> 初期消火活動に係る体制の整備 (可燃物管理等の火災防護に関する業務が増加される見込み) </td> </tr> </table> <p>※グループ制から部課制に変更</p>	組織名称	保安規定に関連する業務	総務グループ	<ul style="list-style-type: none"> 初期消火活動に係る体制の整備 	組織名称	保安規定に関連する業務	総務課*	— (総務グループから総務課に名称変更)	防災課* (新設)	<ul style="list-style-type: none"> 初期消火活動に係る体制の整備 (可燃物管理等の火災防護に関する業務が増加される見込み) 	<ul style="list-style-type: none"> 可燃物管理等の火災防護に関する業務が増加される見込みであったことから、火災防護および初期消火活動に係る体制の整備を一元管理する防災課を新たに設置し、業務を円滑に遂行する。
組織名称	保安規定に関連する業務											
総務グループ	<ul style="list-style-type: none"> 初期消火活動に係る体制の整備 											
組織名称	保安規定に関連する業務											
総務課*	— (総務グループから総務課に名称変更)											
防災課* (新設)	<ul style="list-style-type: none"> 初期消火活動に係る体制の整備 (可燃物管理等の火災防護に関する業務が増加される見込み) 											

申請年月日(認可年月日)	変更内容	変更目的		
平成 25 年 7 月 8 日 (平成 28 年 4 月 19 日) 保安規定第 60 次改正	・新規制基準施行に伴い、防災課の業務を追加する。 (変更前)	・新規制基準施行に伴い、防災・火災防護活動の体制の整備の業務が追加となることから、火災防護および初期消火活動に係る体制の整備を一元管理している防災課にて同業務を扱い、防災課にて一体運用することで円滑に業務を遂行する。		
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="555 231 786 279">組織名称</td> <td data-bbox="786 231 1375 279">保安規定に関連する業務</td> </tr> </table>		組織名称	保安規定に関連する業務
	組織名称		保安規定に関連する業務	
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="555 279 786 327">総務課</td> <td data-bbox="786 279 1375 327">—</td> </tr> </table>		総務課	—
	総務課		—	
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="555 327 786 375">防災課</td> <td data-bbox="786 327 1375 375"> <ul style="list-style-type: none"> ・初期消火活動に係る体制の整備 </td> </tr> </table>	防災課	<ul style="list-style-type: none"> ・初期消火活動に係る体制の整備 		
防災課	<ul style="list-style-type: none"> ・初期消火活動に係る体制の整備 			
				
(変更後)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="555 526 786 574">組織名称</td> <td data-bbox="786 526 1375 574">保安規定に関連する業務</td> </tr> </table>	組織名称	保安規定に関連する業務	
組織名称	保安規定に関連する業務			
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="555 574 786 622">総務課</td> <td data-bbox="786 574 1375 622">—</td> </tr> </table>	総務課	—		
総務課	—			
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="555 622 786 1013">防災課</td> <td data-bbox="786 622 1375 1013"> <ul style="list-style-type: none"> ・初期消火活動に係る体制の整備 ・<u>火災発生時の体制の整備</u> ・<u>内部溢水発生時の体制の整備</u> ・<u>火山影響等発生時の体制の整備</u> ・<u>その他自然災害発生時の体制の整備</u> (下線部は既存の業務から追加) </td> </tr> </table>	防災課	<ul style="list-style-type: none"> ・初期消火活動に係る体制の整備 ・<u>火災発生時の体制の整備</u> ・<u>内部溢水発生時の体制の整備</u> ・<u>火山影響等発生時の体制の整備</u> ・<u>その他自然災害発生時の体制の整備</u> (下線部は既存の業務から追加)		
防災課	<ul style="list-style-type: none"> ・初期消火活動に係る体制の整備 ・<u>火災発生時の体制の整備</u> ・<u>内部溢水発生時の体制の整備</u> ・<u>火山影響等発生時の体制の整備</u> ・<u>その他自然災害発生時の体制の整備</u> (下線部は既存の業務から追加)			

申請年月日(認可年月日)	変更内容	変更目的		
令和4年1月28日 【本申請】	・防災課から総務課と保修統括課に業務を移管する。 (変更前)	<ul style="list-style-type: none"> ・初期消火活動に係る体制の整備の業務を、過去に防災課が設置されるまで当該業務を所管していた総務課に移管する。 ・防災・火災防護活動を行う体制の整備が構築され、定着が図れてきたことから、同業務については、設備を所管し、同業務に関連性の深い保修統括課に移管し、一体運用することで、円滑に業務を遂行する。 		
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="544 188 790 240">組織名称</td> <td data-bbox="790 188 1431 240">保安規定に関連する業務</td> </tr> </table>		組織名称	保安規定に関連する業務
	組織名称		保安規定に関連する業務	
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="544 240 790 336">総務課</td> <td data-bbox="790 240 1431 336">—</td> </tr> </table>		総務課	—
	総務課		—	
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="544 336 790 480">保修統括課</td> <td data-bbox="790 336 1431 480"> <ul style="list-style-type: none"> ・保守関係内規類の整備 ・施設管理等のとりまとめ </td> </tr> </table>		保修統括課	<ul style="list-style-type: none"> ・保守関係内規類の整備 ・施設管理等のとりまとめ
保修統括課	<ul style="list-style-type: none"> ・保守関係内規類の整備 ・施設管理等のとりまとめ 			
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="544 480 790 767">防災課</td> <td data-bbox="790 480 1431 767"> <ul style="list-style-type: none"> ・初期消火活動に係る体制の整備 ・火災発生時の体制の整備 ・内部溢水発生時の体制の整備 ・火山影響等発生時の体制の整備 ・その他自然災害発生時の体制の整備 </td> </tr> </table>	防災課	<ul style="list-style-type: none"> ・初期消火活動に係る体制の整備 ・火災発生時の体制の整備 ・内部溢水発生時の体制の整備 ・火山影響等発生時の体制の整備 ・その他自然災害発生時の体制の整備 		
防災課	<ul style="list-style-type: none"> ・初期消火活動に係る体制の整備 ・火災発生時の体制の整備 ・内部溢水発生時の体制の整備 ・火山影響等発生時の体制の整備 ・その他自然災害発生時の体制の整備 			
				
(変更後)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="544 916 790 1011">組織名称</td> <td data-bbox="790 916 1431 1011">保安規定に関連する業務</td> </tr> </table>	組織名称	保安規定に関連する業務	
組織名称	保安規定に関連する業務			
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="544 1011 790 1107">総務課</td> <td data-bbox="790 1011 1431 1107"> <ul style="list-style-type: none"> ・初期消火活動に係る体制の整備 </td> </tr> </table>	総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・初期消火活動に係る体制の整備 		
総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・初期消火活動に係る体制の整備 			
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="544 1107 790 1331">保修統括課</td> <td data-bbox="790 1107 1431 1331"> <ul style="list-style-type: none"> ・保守関係内規類の整備 ・施設管理等のとりまとめ ・火災発生時の体制の整備 ・内部溢水発生時の体制の整備 ・火山影響等発生時の体制の整備 ・その他自然災害発生時の体制の整備 </td> </tr> </table>	保修統括課	<ul style="list-style-type: none"> ・保守関係内規類の整備 ・施設管理等のとりまとめ ・火災発生時の体制の整備 ・内部溢水発生時の体制の整備 ・火山影響等発生時の体制の整備 ・その他自然災害発生時の体制の整備 		
保修統括課	<ul style="list-style-type: none"> ・保守関係内規類の整備 ・施設管理等のとりまとめ ・火災発生時の体制の整備 ・内部溢水発生時の体制の整備 ・火山影響等発生時の体制の整備 ・その他自然災害発生時の体制の整備 			
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="544 1331 790 1439">防災課 (廃止)</td> <td data-bbox="790 1331 1431 1439">—</td> </tr> </table>	防災課 (廃止)	—		
防災課 (廃止)	—			

以上

伊方発電所
原子炉施設保安規定変更認可申請について

「組織整備に伴う変更」

令和4年3月
四国電力株式会社

伊方発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請について(1/17)

申請案件

本年7月に伊方発電所の保安に関する組織の整備を行うことから、伊方発電所原子炉施設保安規定変更認可申請を実施した。(申請実績 令和4年1月28日 申請)

申請概要

伊方発電所における組織変更に伴い、以下のとおり保安に関する組織および職務の変更を行うことから、伊方発電所原子炉施設保安規定の変更を行う。(変更内容の詳細は、P10、13を参照)

カテゴリー		所掌元	所掌先	概要
①	移管・新規	安全技術課	原子燃料課 (新規)	今後の乾式貯蔵施設に係る業務を円滑に遂行するため、専門性が高い原子燃料関係業務を担う原子燃料課を新規設置する。
②	統合	訓練計画課 (廃止)	安全技術課	訓練計画課は、新規制基準で要求される緊急時対応要員の訓練体制を構築するとともにその活動について定着化を牽引してきた。 今後は、訓練計画課を廃止し、原子力防災に係る教育訓練の計画・管理・実施について、原子力防災組織の整備、運用を担う安全技術課へ移管することで、原子力防災に関する一連の業務を一元管理する。
③	移管・廃止	防災課 (廃止)	保修統括課	防災課は、新規制基準で要求される火災防護や自然災害への対応体制を構築するとともに、その活動の定着化を牽引してきた。 今後は、防災課を廃止し、防災・火災防護等に係る設備を主管する保修統括課へ移管し一元管理する体制を確立する。また、初期消火活動に関する業務は、過去に消防防災をとりまとめていた知見および経験を有している総務課へ移管する。
④	移管・廃止		総務課	
⑤	名称変更	耐震工事課	土木建築工事課	今後の乾式貯蔵施設および1, 2号機廃止措置に伴う新規の土木建築工事を対応するため、課名を改める。
	名称変更	土木建築課	土木建築保守課	発電施設の施設管理に対応する組織であることを明確にするため、課名を改める。

伊方発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請について(2/17)

1. 組織変更に伴う変更

個別業務を定める保安規定第4章（運転管理）、第5章（燃料管理）、第6章（放射性廃棄物管理）の変更内容は、所管課長の名称変更であり、組織変更に伴う保安に関する職務および個別業務を定める各条文の実施内容に変更はないため、**変更後組織の業務は変更前組織の必要な業務を網羅する。**

【分類】

①原子燃料課の新設 ②訓練計画課業務を安全技術課に統合 ③防災課業務を保守統括課へ移管 ④防災課業務を総務課へ移管 ⑤土木建築部内の組織名称変更

変更範囲		具体的な変更内容	カテゴリー	説明資料	
第3章	第4条 (第204条)	保安に関する組織	組織図の変更	①～⑤	P5、6参照
	第5条 (第205条)	保安に関する職務	職務の変更	①～⑤	P7、8、11参照
	第7条 (第207条)	伊方発電所安全運営委員会	職務の変更により、委員の人数が変更することによる変更	①～④	—
	第8条	原子炉主任技術者の選任	原子炉主任技術者の兼務する課長の削除	②～④	P16参照
第4章	第12条	運転員等の確保	所管課長の名称変更	②	—
	第17条 (第217条)	火災発生時の体制の整備	所管課長の名称変更	③、④	P9参照
	第17条の2	内部溢水発生時の体制の整備	所管課長の名称変更	③	P12参照
	第17条の2の2	火山影響等発生時の体制の整備	所管課長の名称変更	③	P12参照
	第17条の3	その他自然災害発生時等の体制の整備	所管課長の名称変更	③	—
	第17条の5	重大事故等発生時の体制の整備	所管課長の名称変更	②	P9参照
	第17条の6	大規模損壊発生時の体制の整備	所管課長の名称変更	②	P9参照
	第20条	臨界ポロン濃度	所管課長の名称変更	①	—
	第21条	減速材温度係数	所管課長の名称変更	①	—
	第22条	制御棒動作機能	所管課長の名称変更	①	—
	第23条	制御棒の挿入限界	所管課長の名称変更	①	—
	第24条	制御棒位置指示	所管課長の名称変更	①	—
	第26条	炉物理検査 -モード2-	所管課長の名称変更	①	—
	第28条	原子炉熱出力	所管課長の名称変更	①	—

伊方発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請について(3/17)

【分類】

①原子燃料課の新設 ②訓練計画課業務を安全技術課に統合 ③防災課業務を保守統括課へ移管 ④防災課業務を総務課へ移管 ⑤土木建築部内の組織名称変更

変更範囲		具体的な変更内容	カテゴリー	説明資料	
第4章	第29条	熱流束熱水路係数 ($F_Q(Z)$)	所管課長の名称変更	①	-
	第30条	核的エンタルピ上昇熱水路係数 ($F_{\Delta H}^N$)	所管課長の名称変更	①	-
	第31条	軸方向中性子束出力偏差	所管課長の名称変更	①	-
	第32条	1/4炉心出力偏差	所管課長の名称変更	①	-
	第33条	計測および制御設備	所管課長の名称変更	①	-
	第49条	1次冷却材中のよう素131濃度	所管課長の名称変更	①	-
	第69条	中央制御室非常用循環系	所管課長の名称変更	①	-
	第71条	燃料取扱建屋空気浄化系	所管課長の名称変更	①	-
	第72条	外部電源	所管課長の名称変更	①	-
	第74条	(ディーゼル発電機 -モード5, 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間-)	所管課長の名称変更	①	-
	第77条	(非常用直流電源 -モード5, 6および照射済燃料移動中-)	所管課長の名称変更	①	-
	第79条	所内非常用母線 -モード5, 6および照射済燃料移動中-	所管課長の名称変更	①	-
	第83条	使用済燃料ピットの水位および水温	所管課長の名称変更	①	-
第84条	重大事故等対処設備	所管課長の名称変更	①、⑤	P15参照	

伊方発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請について(4/17)

【分類】

①原子燃料課の新設 ②訓練計画課業務を安全技術課に統合 ③防災課業務を保修統括課へ移管 ④防災課業務を総務課へ移管 ⑤土木建築部内の組織名称変更

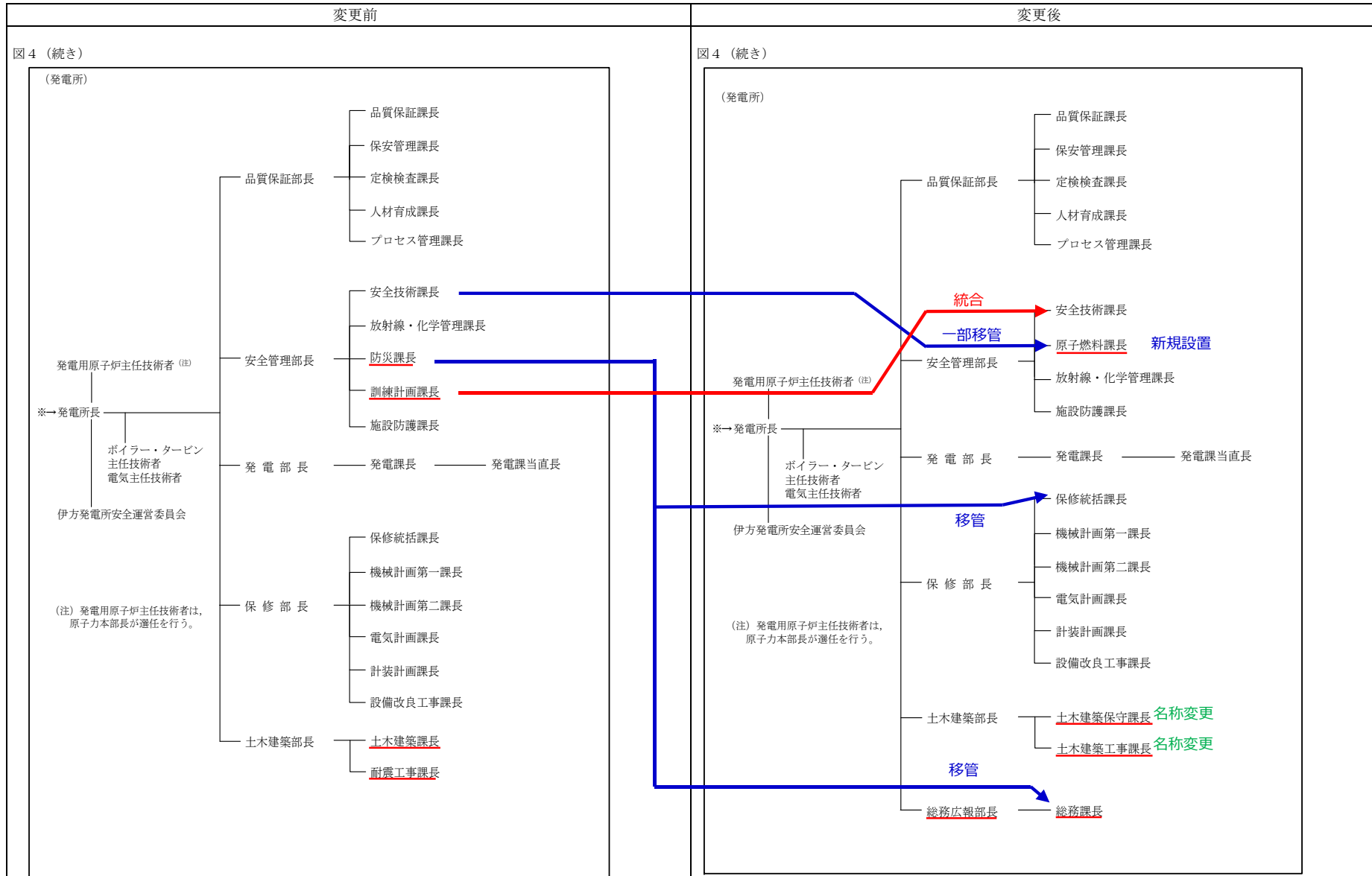
変更範囲		変更内容	カテゴリー	説明資料	
第5章	第93条 (第293条)	新燃料の運搬	所管課長の名称変更	①	P7参照
	第94条 (第294条)	新燃料の貯蔵	所管課長の名称変更	①	-
	第95条	燃料の検査	所管課長の名称変更	①	-
	第96条	燃料の取替等	所管課長の名称変更	①	-
	第97条 (第297条)	使用済燃料の貯蔵	所管課長の名称変更	①	-
	第97条の2	使用済燃料ピットの管理	所管課長の名称変更	①	-
	第98条 (第298条)	使用済燃料の運搬	所管課長の名称変更	①	-
第6章	第99条 (第299条)	放射性固体廃棄物の管理	所管課長の名称変更	①	-
添付	2	火災、内部溢水、火山現象（降灰）、自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準	所管課長の名称変更 所管課の明確化	③、④	P14参照
	3	重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準（1.重大事故等対策）	所管課長の名称変更 所管課の明確化	②、③	-
		重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準（2.大規模損壊対応における事項）	所管課長の名称変更	②	-

<第2編特有条文> 廃止措置段階の発電用原子炉施設編

変更範囲		変更内容	カテゴリー	説明資料	
第4章	第216条	原子炉の運転停止に関する恒久的な措置	所管課長の名称変更	①	-
	第217条の3	内部溢水発生時等の体制の整備	所管課長の名称変更 所管課の明確化	②、③	-

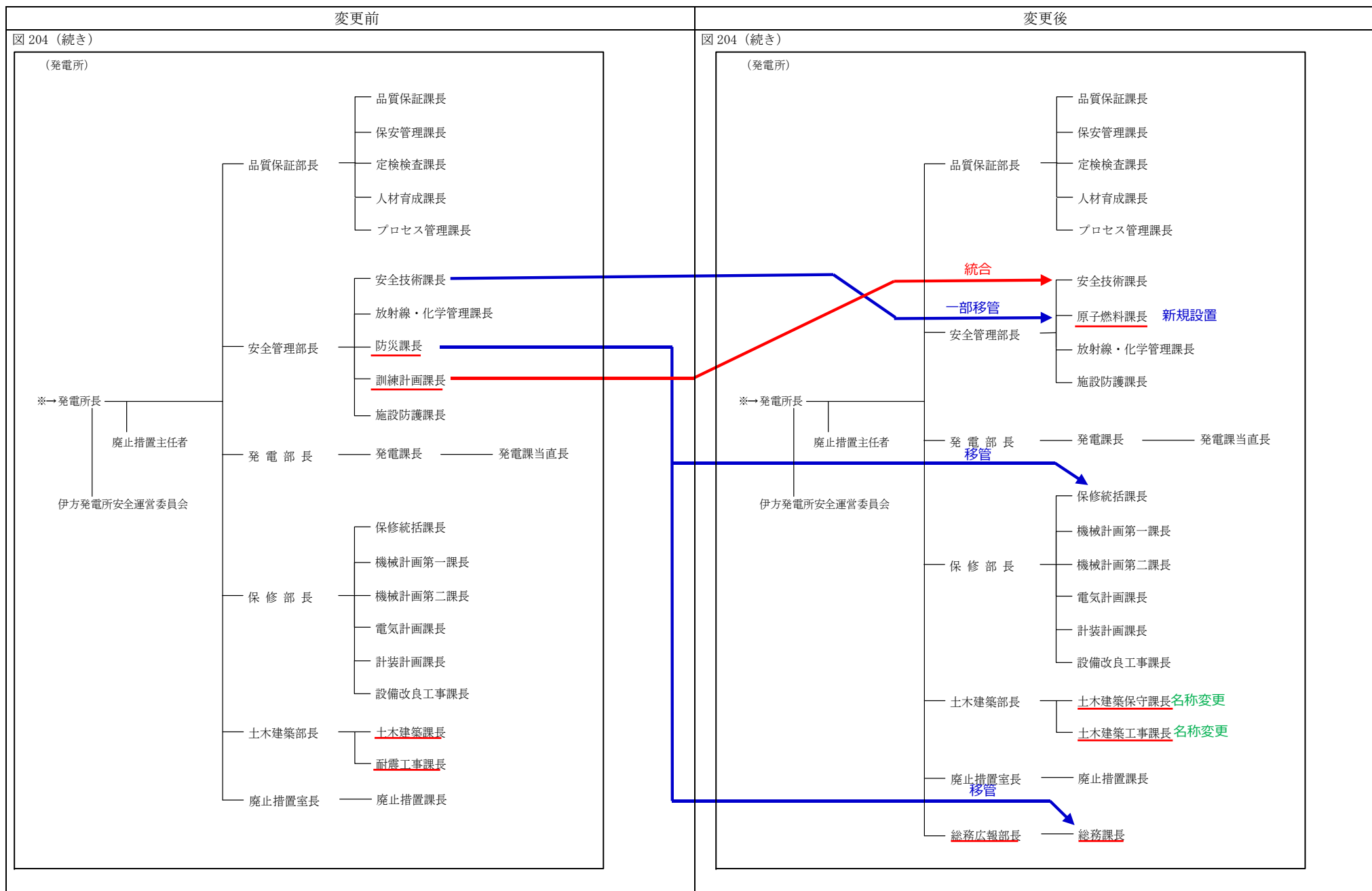
伊方発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請について(5/17)

変更比較表（第4条（保安に関する組織） 図4 抜粋）



伊方発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請について(6/17)

変更比較表 (第204条 (保安に関する組織) 図204 抜粋)



伊方発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請について(7/17)

2. 原子燃料課の新規設置

○安全技術課長が実施している「炉心の管理および燃料の管理に関する業務」は、新規設置する原子燃料課長が実施する。その変更内容は、所管課長の名称変更であり、組織変更に伴う保安に関する職務および個別業務を定める各条文の実施内容に変更はないため、変更後組織の業務は変更前組織の必要な業務を網羅する。

変更前	変更後
<p>(保安に関する職務) 第5条 17 安全管理部長は、安全技術課長、放射線・化学管理課長、<u>防災課長、訓練計画課長</u>および施設防護課長の所管する業務を統括する。</p> <p>18 安全技術課長は、重大事故に至るおそれがある事故または重大事故が発生した場合（以下「重大事故等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務（<u>訓練計画課長および発電課長が実施する業務を除く</u>）、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務（<u>訓練計画課長および発電課長が実施する業務を除く</u>）、<u>炉心の管理および燃料の管理に関する業務ならびに非常時の措置に関する業務</u>を行う。</p>	<p>(保安に関する職務) 第5条 17 安全管理部長は、安全技術課長、<u>原子燃料課長</u>、放射線・化学管理課長および施設防護課長の所管する業務を統括する。</p> <p>18 安全技術課長は、重大事故に至るおそれがある事故または重大事故が発生した場合（以下「重大事故等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務（発電課長が実施する業務を除く）、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務（発電課長が実施する業務を除く）および非常時の措置に関する業務を行う。</p> <p>19 <u>原子燃料課長は、炉心の管理および燃料の管理に関する業務を行う。</u></p>

変更前	変更後
<p>(新燃料の運搬) 第93条 <u>安全技術課長</u>は、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合は、燃料取扱棟クレーン、ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料取扱装置、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用する。 2 <u>安全技術課長</u>は、発電所内において、新燃料を運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認し、新燃料輸送容器に収納する。 (1) 法令に適合する容器を使用すること (2) 燃料取扱棟クレーン、ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料取扱装置、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること (3) 新燃料が臨界に達しない措置を講じること</p>	<p>(新燃料の運搬) 第93条 <u>原子燃料課長</u>は、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合は、燃料取扱棟クレーン、ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料取扱装置、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用する。 2 <u>原子燃料課長</u>は、発電所内において、新燃料を運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認し、新燃料輸送容器に収納する。 (1) 法令に適合する容器を使用すること (2) 燃料取扱棟クレーン、ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料取扱装置、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること (3) 新燃料が臨界に達しない措置を講じること</p>

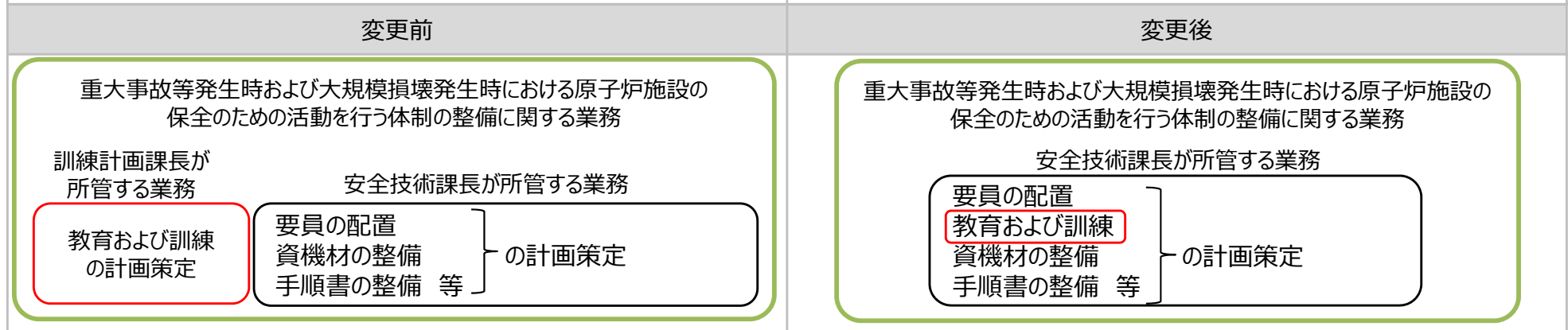
伊方発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請について(8/17)

3. 訓練計画課の安全技術課への統合

○訓練計画課長が実施している「教育および訓練の管理に関する業務」は、安全技術課長が実施する。

その変更内容は、所管課長の名称変更であり、組織変更に伴う保安に関する職務および個別業務を定める各条文の実施内容（次頁）に変更はないため、変更後組織の業務は変更前組織の必要な業務を網羅する。

変更前	変更後
<p>(保安に関する職務) 第5条 17 安全管理部長は、安全技術課長、放射線・化学管理課長、<u>防災課長</u>、<u>訓練計画課長</u>および施設防護課長の所管する業務を統括する。</p> <p>18 安全技術課長は、重大事故に至るおそれがある事故または重大事故が発生した場合（以下「重大事故等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務（<u>訓練計画課長</u>および発電課長が実施する業務を除く）、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務（<u>訓練計画課長</u>および発電課長が実施する業務を除く）、<u>炉心の管理および燃料の管理に関する業務ならびに非常時の措置に関する業務</u>を行う。</p> <p>21 <u>訓練計画課長は、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務ならびに大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務のうち、教育および訓練の管理に関する業務</u>を行う。</p>	<p>(保安に関する職務) 第5条 17 安全管理部長は、安全技術課長、<u>原子燃料課長</u>、放射線・化学管理課長および施設防護課長の所管する業務を統括する。</p> <p>18 安全技術課長は、重大事故に至るおそれがある事故または重大事故が発生した場合（以下「重大事故等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務（発電課長が実施する業務を除く）、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務（発電課長が実施する業務を除く）および非常時の措置に関する業務を行う。</p>



伊方発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請について(9/17)

(続き) 関連する条文においても所管課長の名称変更である。

変更前	変更後
<p>(重大事故等発生時の体制の整備)</p> <p>第17条の5 <u>安全技術課長および訓練計画課長</u>は、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の事項を含む計画（発電課長が定める計画に含まれる事項を除く）を定め、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。発電課長は、原子炉施設の運転に係る計画を定め、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。計画の策定にあたっては、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従って実施する。なお、(4)項の対策に係る手順は、的確かつ状況に応じて柔軟に対処できるものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>3 各課長は、第2項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、<u>安全技術課長、訓練計画課長</u>または発電課長に報告する。<u>安全技術課長、訓練計画課長</u>および発電課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p>	<p>(重大事故等発生時の体制の整備)</p> <p>第17条の5 安全技術課長は、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の事項を含む計画（発電課長が定める計画に含まれる事項を除く）を定め、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。発電課長は、原子炉施設の運転に係る計画を定め、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。計画の策定にあたっては、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従って実施する。なお、(4)項の対策に係る手順は、的確かつ状況に応じて柔軟に対処できるものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>3 各課長は、第2項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、<u>安全技術課長</u>または<u>発電課長</u>に報告する。<u>安全技術課長</u>および<u>発電課長</u>は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p>

変更前	変更後
<p>(大規模損壊発生時の体制の整備)</p> <p>第17条の6 <u>安全技術課長および訓練計画課長</u>は、大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム（以下「A P C等」という。）による原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合（以下「大規模損壊発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の事項を含む計画（発電課長が定める計画に含まれる事項を除く）を定め、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。発電課長は、原子炉施設の運転に係る計画を定め、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。計画の策定にあたっては、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従って実施する。なお、(4)項の対策に係る手順は、的確かつ状況に応じて柔軟に対処できるものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>3 各課長は、第2項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、<u>安全技術課長、訓練計画課長</u>または発電課長に報告する。<u>安全技術課長、訓練計画課長</u>および発電課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p>	<p>(大規模損壊発生時の体制の整備)</p> <p>第17条の6 安全技術課長は、大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム（以下「A P C等」という。）による原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合（以下「大規模損壊発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の事項を含む計画（発電課長が定める計画に含まれる事項を除く）を定め、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。発電課長は、原子炉施設の運転に係る計画を定め、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。計画の策定にあたっては、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従って実施する。なお、(4)項の対策に係る手順は、的確かつ状況に応じて柔軟に対処できるものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>3 各課長は、第2項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、<u>安全技術課長</u>または<u>発電課長</u>に報告する。<u>安全技術課長</u>および<u>発電課長</u>は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p>

伊方発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請について(10/17)

(続き) 原子燃料課の新規設置および訓練計画課の安全技術課への統合について

○安全技術課が実施している原子燃料関係業務は、今後新たに乾式貯蔵施設の運用にむけての準備業務が発生する見込みであることから、原子燃料課を新規設置することにより、専門性の高い原子燃料関係業務を円滑に遂行する体制を構築する。なお、乾式貯蔵施設に係る保安規定変更認可申請については、当該施設の運用開始までに申請する。

○訓練計画課は、新規制基準で要求される緊急時対応要員の教育訓練や力量管理の仕組みを考案・運用することにより、訓練体制を構築するとともにその活動について定着化を牽引してきた。

今後は、訓練計画課を廃止し、原子力防災に係る教育および訓練の計画・管理・実施について、原子力防災組織の整備、運用を担う安全技術課へ移管することで、原子力防災に関する一連の業務を一元管理する。

課	分担	保安規定に関連する業務 表中の【】は関連性の強い保安規定の章または条文を記載
訓練計画課	—	<ul style="list-style-type: none"> 重大事故等発生時および大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動の教育および訓練の管理(力量管理業務を含む) 【第17条の5、第17条の6】 (4名)
安全技術課	技術	<ul style="list-style-type: none"> 非常時の措置に関する業務(原子力防災関係) 【第9章】 重大事故等発生時および大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うための体制の整備(要員の配置、資機材の整備、手順書の整備等の計画の策定) 【第17条の5、第17条の6】 (5名)
	炉心管理	<ul style="list-style-type: none"> 炉心管理に係る検査の実施 【第26条等】 保障措置の実施 【第4章、第6章】 (3名)
	燃料管理	<ul style="list-style-type: none"> 燃料取替作業の実施 【第96条～第98条】 燃料検査、新燃料輸送の実施 【第93条、第94条】 燃料管理に係る検査の実施 【第95条】 (3名)

業務に変更なし

課	分担	保安規定に関連する業務 表中の【】は関連する保安規定の章または条文は変更なしのため省略
安全技術課	技術	<ul style="list-style-type: none"> 原子力防災関係 重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備 (要員の配置、教育および訓練、資機材の整備、手順書の整備等の計画の策定) (8名予定※)
原子燃料課	炉心管理	<ul style="list-style-type: none"> 炉心管理に係る検査の実施 保障措置の実施 (3名予定)
	燃料管理	<ul style="list-style-type: none"> 燃料取替作業の実施 燃料検査、新燃料輸送の実施 燃料管理に係る検査の実施 (3名予定)

※ 安全技術課の要員は、従来から訓練計画課にて訓練関係の対応をしている要員(4名のうち3名)をそのまま配置する予定である。要員が1名減となるものの、教育訓練を取りまとめて報告する要員とその報告をもって宿直体制を整備する要員は課を統合することにより一連の業務として実施することから問題なく対応できる。

伊方発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請について(11/17)

4. 防災課から保修統括課および総務課への移管

○防災課長が実施している以下の保安に関する業務は、保修統括課課と総務課長が実施する。その変更内容は、所管課長の名称変更であり、組織変更に伴う保安に関する職務に変更はないため、変更後組織の業務は変更前組織の必要な業務を網羅する。

変更前	変更後
<p>(保安に関する職務) 第5条 20 防災課長は、<u>火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務、内部漏水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務、火山現象（降灰）による影響が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「火山影響等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務およびその他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務を行う。</u></p>	<p>(保安に関する職務) 第5条 26 保修統括課長は、原子炉施設の保修、改造に関する総括業務、<u>火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務（総務課長が実施する業務を除く）、内部漏水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務、火山現象（降灰）による影響が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「火山影響等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務およびその他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務を行う。</u></p> <p>35 総務広報部長は、総務課長の所管する業務を統括する。 36 総務課長は、<u>火災発生時における原子炉施設の保全のための活動のうち初期消火活動に関する業務を行う。</u></p>

変更前	変更後
<p style="text-align: center;">防災課長が所管する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務（保安規定第17条および第217条 火災発生時の体制の整備） <ul style="list-style-type: none"> ・初期消火活動に関する業務（要員の配置、資機材の配備、手順書の整備など） ・初期消火活動以外の業務（火災影響評価、火災荷重管理など） ➢ 内部漏水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務（保安規定第17条の2および第217条の3 内部漏水発生時の体制の整備） ➢ 火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務（保安規定第17条の2の2および第217条の3 火山影響等発生時の体制の整備） ➢ その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務（保安規定第17条の3 その他自然災害発生時の体制の整備） 	<p style="text-align: center;">保修統括課長が所管する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・初期消火活動以外の業務（火災影響評価、火災荷重管理など） ➢ 内部漏水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務 ➢ 火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務 ➢ その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務 <p style="text-align: center;">総務課長が所管する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・初期消火活動に関する業務（要員の配置、資機材の配備、手順書の整備など）

伊方発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請について(12/17)

(続き)

○内部溢水発生時、火山影響等発生時およびその他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備は、所管課長の名称変更であり、組織変更に伴う個別業務を定める各条文の実施内容に変更はないため、変更後組織の業務は変更前組織の必要な業務を網羅する。

変更前	変更後
<p>(内部溢水発生時の体制の整備)</p> <p>第17条の2 <u>防災</u>課長は、原子炉施設内において溢水が発生した場合（以下「内部溢水発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動※1を行う体制の整備として、次の事項を含む計画を定め、所長の承認を得る。計画の策定にあたっては、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象（降灰）、自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準」に従って実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>3 各課長は、第2項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、<u>防災</u>課長に報告する。<u>防災</u>課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p>	<p>(内部溢水発生時の体制の整備)</p> <p>第17条の2 <u>保修統括</u>課長は、原子炉施設内において溢水が発生した場合（以下「内部溢水発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動※1を行う体制の整備として、次の事項を含む計画を定め、所長の承認を得る。計画の策定にあたっては、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象（降灰）、自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準」に従って実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>3 各課長は、第2項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、<u>保修統括</u>課長に報告する。<u>保修統括</u>課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p>
変更前	変更後
<p>(火山影響等発生時の体制の整備)</p> <p>第17条の2の2 <u>防災</u>課長は、火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動※1を行う体制の整備として、次の事項を含む計画を定め、所長の承認を得る。計画の策定にあたっては、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象（降灰）、自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準」に従って実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>3 各課長は、第2項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、<u>防災</u>課長に報告する。<u>防災</u>課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p>	<p>(火山影響等発生時の体制の整備)</p> <p>第17条の2の2 <u>保修統括</u>課長は、火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動※1を行う体制の整備として、次の事項を含む計画を定め、所長の承認を得る。計画の策定にあたっては、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象（降灰）、自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準」に従って実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>3 各課長は、第2項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、<u>保修統括</u>課長に報告する。<u>保修統括</u>課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p>

伊方発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請について(13/17)

(続き)

○防災課は新規制基準で要求される火災防護や自然災害への対応体制を構築するとともに、防災・火災防護活動の定着化を牽引してきた。今後は、防災課を廃止し、防災・火災防護等に係る設備を主管する保修統括課へ移管し一元管理する体制を確立する。

○また、防災課が所掌する初期消火活動に関する業務は、過去に消防防災をとりまとめていた知見および経験を有している総務課へ移管する。

課	分担	保安規定に関連する業務 <small>表中の【】は関連性の強い保安規定の章または条文を記載</small>
防災課	防災・火災防護	<ul style="list-style-type: none"> 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備 (教育訓練、手順書の整備(火災影響評価など設備に関すること)の計画の策定) 【第17条】 内部溢水発生時、火山影響発生時、その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備 (要員の配置、教育訓練、資機材の整備、手順書の整備の計画の策定) 【第17条の2、第17条の2の2、第17条の3】 (2名)
	消防防災	<ul style="list-style-type: none"> 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動のうち初期消火活動に関する業務 (初期消火活動全般に関する体制の整備、要員の配置、教育訓練、資機材の整備、手順書の整備の計画の策定) 【第17条】 (6名)
保修統括課	総括	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉施設の保修, 改造に関する総括業務 (施設管理のとりまとめ) 【第8章 施設管理】 (8名)
総務課	-	(保安規定に関連する業務はなし)



課	分担	保安規定に関連する業務 <small>表中の【】は関連する保安規定の章または条文は変更なしのため省略</small>
保修統括課	防災・火災防護	<ul style="list-style-type: none"> 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備 (教育訓練、手順書の整備(火災影響評価など設備に関すること)の計画の策定) 内部溢水発生時、火山影響発生時、その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備 (要員の配置、教育訓練、資機材の整備、手順書の整備の計画の策定) (2名予定)
	総括	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉施設の保修, 改造に関する総括業務 (施設管理のとりまとめ) (8名予定)
総務課	消防防災	<ul style="list-style-type: none"> 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動のうち初期消火活動に関する業務 (初期消火活動全般に関する体制の整備、要員の配置、教育訓練、資機材の整備、手順書の整備の計画の策定) (6名予定)

伊方発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請について(14/17)

(続き)

○変更後組織の業務は変更前組織の必要な業務を確実に移管するために、保安規定等にその実施組織を記載する。

変更前	変更後	備考
<p>火災、内部溢水、火山現象（降灰）、自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準</p> <p>本「実施基準」は、火災が発生した場合、原子炉施設内における溢水が発生した場合、火山影響等発生時、その他自然災害が発生した場合および発電所敷地内において有毒ガスを確認した場合に対処しうる体制を維持管理していくための実施内容について定める。</p> <p>1 火災 <u>防災課長は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1.1項から1.6項を含む火災防護計画を策定する。</u>また、各課長は、火災防護計画に基づき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p>	<p>火災、内部溢水、火山現象（降灰）、自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準</p> <p>本「実施基準」は、火災が発生した場合、原子炉施設内における溢水が発生した場合、火山影響等発生時、その他自然災害が発生した場合および発電所敷地内において有毒ガスを確認した場合に対処しうる体制を維持管理していくための実施内容について定める。</p> <p>1 火災 <u>保修統括課長は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1.3項、1.5項および1.6項を含む（総務課長が定める計画に含まれる事項を除く）火災防護計画を策定する。</u> <u>総務課長は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動のうち初期消火活動に係る事項として、次の1.1項から1.6項を含む火災防護計画を策定する。</u> また、各課長は、火災防護計画に基づき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p>	<p>組織整備に伴う変更（以下、本頁において同じ）</p>

対応①：各項毎に所掌を明確に記載

(中略)

1.5 手順書の整備

(1) 防災課長は、原子炉施設全体を対象とした火災防護対策を実施するため、以下の項目を火災防護計画へ規定する。

a. 火災防護対策を実施するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保および教育訓練、火災発生防止のための活動、火災防護設備の施設管理、点検および火災情報の共有化等

b. 原子炉施設の安全機能を有する構築物、系統および機器を設置する火災区域および火災区画を考慮した火災の発生防止、火災の早期感知および消火ならびに火災の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を火災防護計画へ定める。

c. 保修統括課長および総務課長は重大事故等対処施設を設置する火災区域および火災区画を考慮した火災の発生防止、火災の早期感知および消火の2つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を火災防護計画へ定める。

d. 保修統括課長および総務課長は可搬型重大事故等対処設備、重大事故等に柔軟に対応するための多様性拡張設備等のその他の原子炉施設については、当該設備等に応じた火災防護対策を火災防護計画へ定める。

e. 火災予防活動（巡視点検）についての手順
 各課長は、巡視点検により、火災発生の有無の確認を実施する。

f. 火災予防活動（可燃物管理）についての手順
 原子炉施設の安全機能を有する構築物、系統および機器を設置する火災区域または火災区画については、当該施設を火災から防護するため、恒設機器および点検等に使用する可燃物（資機材）の総発熱量が、制限発熱量を超えない管理（持込みと保管）および重大事故等対処施設を設置する屋外の火災区域については、当該施設を火災から防護するため、可燃物を置かない管理を実施する。

対応②：所掌が重複する項は文中に明確に所掌課を記載

(中略)

1.5 手順書の整備

(1) 保修統括課長および総務課長は、原子炉施設全体を対象とした火災防護対策を実施するため、以下の項目を火災防護計画へ規定する。

a. 保修統括課長および総務課長は火災防護対策を実施するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保および教育訓練、火災発生防止のための活動、火災防護設備の施設管理、点検および火災情報の共有化等を火災防護計画へ定める。

b. 保修統括課長および総務課長は原子炉施設の安全機能を有する構築物、系統および機器を設置する火災区域および火災区画を考慮した火災の発生防止、火災の早期感知および消火ならびに火災の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を火災防護計画へ定める。

c. 保修統括課長および総務課長は重大事故等対処施設を設置する火災区域および火災区画を考慮した火災の発生防止、火災の早期感知および消火の2つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を火災防護計画へ定める。

d. 保修統括課長および総務課長は可搬型重大事故等対処設備、重大事故等に柔軟に対応するための多様性拡張設備等のその他の原子炉施設については、当該設備等に応じた火災防護対策を火災防護計画へ定める。

e. 火災予防活動（巡視点検）についての手順
 各課長は、巡視点検により、火災発生の有無の確認を実施する。

f. 火災予防活動（可燃物管理）についての手順
保修統括課長は、原子炉施設の安全機能を有する構築物、系統および機器を設置する火災区域または火災区画については、当該施設を火災から防護するため、恒設機器および点検等に使用する可燃物（資機材）の総発熱量が、制限発熱量を超えない管理（持込みと保管）および重大事故等対処施設を設置する屋外の火災区域については、当該施設を火災から防護するため、可燃物を置かない管理を実施する。

対応③：所掌が重複する文では、社内規定にて明確に所掌課を記載

社内規定の具体的な所掌分けは、補足説明資料「社内規定の体系について」を参照。

伊方発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請について(15/17)

5. 土木建築部内の名称変更

○土木建築部内の所管課長の名称変更であり、組織変更に伴う保安に関する職務および個別業務を定める各条文の実施内容に変更はないため、変更後組織の業務は変更前組織の必要な業務を網羅する。

変更前		変更後																	
(保安に関する職務) 第5条 33 土木建築部長は、土木建築課長および耐震工事課長の所管する業務を統括する。 34 土木建築課長は、原子炉施設のうち土木・建築設備の保修、改造に関する業務（定検検査課長が実施する工程管理業務を除く）を行う。 35 耐震工事課長は、原子炉施設のうち土木・建築設備の耐震工事に関する業務（定検検査課長が実施する工程管理業務および土木建築課長が実施する業務を除く）を行う。		(保安に関する職務) 第5条 32 土木建築部長は、土木建築保守課長および土木建築工事課長の所管する業務を統括する。 33 土木建築保守課長は、原子炉施設のうち土木・建築設備の保修、改造に関する業務（定検検査課長が実施する工程管理業務を除く）を行う。 34 土木建築工事課長は、原子炉施設のうち土木・建築設備の工事に関する業務（定検検査課長が実施する工程管理業務および土木建築保守課長が実施する業務を除く）を行う。																	
変更前		変更後																	
(重大事故等対処設備) 第84条 84-13-2 海洋への拡散抑制 抜粋 (2) 確認事項		(重大事故等対処設備) 第84条 84-13-2 海洋への拡散抑制 抜粋 (2) 確認事項																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雨水排水口海洋シルトフェンス</td> <td>所要数が使用可能であることを外観点検により確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>土木建築課長</td> </tr> </tbody> </table>		項目	確認事項	頻度	担当	雨水排水口海洋シルトフェンス	所要数が使用可能であることを外観点検により確認する。	3ヶ月に1回	土木建築課長	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雨水排水口海洋シルトフェンス</td> <td>所要数が使用可能であることを外観点検により確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>土木建築保守課長</td> </tr> </tbody> </table>		項目	確認事項	頻度	担当	雨水排水口海洋シルトフェンス	所要数が使用可能であることを外観点検により確認する。	3ヶ月に1回	土木建築保守課長
項目	確認事項	頻度	担当																
雨水排水口海洋シルトフェンス	所要数が使用可能であることを外観点検により確認する。	3ヶ月に1回	土木建築課長																
項目	確認事項	頻度	担当																
雨水排水口海洋シルトフェンス	所要数が使用可能であることを外観点検により確認する。	3ヶ月に1回	土木建築保守課長																
(3) 要求される措置（一部抜粋）		(3) 要求される措置（一部抜粋）																	
適用モード	条件	要求される措置	完了時間																
使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A.所要数を満足していない場合	A.1 当直長は、使用済燃料ピット水位がEL 31.7m以上および水温が65℃以下であることを確認する。	速やかに																
		および A.2 放射線・化学管理課長、機械計画第一課長、機械計画第二課長または土木建築課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに																
		および A.3 放射線・化学管理課長、機械計画第一課長、機械計画第二課長または土木建築課長は、代替措置※1 検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに																
使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A.所要数を満足していない場合	A.1 当直長は、使用済燃料ピット水位がEL 31.7m以上および水温が65℃以下であることを確認する。	速やかに																
		および A.2 放射線・化学管理課長、機械計画第一課長、機械計画第二課長または土木建築保守課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに																
		および A.3 放射線・化学管理課長、機械計画第一課長、機械計画第二課長または土木建築保守課長は、代替措置※1 検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに																

伊方発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請について(16/17)

6. 原子炉主任技術者の職務と保安に関する職務との位置付けの整理

○防災課および訓練計画課が廃止されるため、その業務を保修統括課長、総務課長および安全技術課長に移管するが、移管先の課長が原子炉主任技術者と兼務させない理由について、以下に述べる。

原子炉主任技術者は、保安の監督に支障をきたすことがないよう、組織との関係において、独立性が確保されることが必要である。これは、原子炉施設の運転に直接権限を有する課の課長を炉主任として選任した場合、運転保守における権限を優先してしまい、炉主任の職務である保安の監督を適切に行えない可能性があるためである。

変更前	変更後
<p>(原子炉主任技術者の選任) 第8条 原子力本部長は、原子炉主任技術者および代行者を、原子炉主任技術者免状を有する者であって、(1)から(4)に掲げる期間が通算して3年以上ある特別管理者の中から選任する。</p> <p>(1) 原子炉施設の施設管理に関する業務に従事した期間 (2) 原子炉の運転に関する業務に従事した期間 (3) 原子炉施設の設計に係る安全性の解析および評価に関する業務に従事した期間 (4) 原子炉に使用する燃料体の設計または管理に関する業務に従事した期間</p> <p>2 原子炉主任技術者は原子炉毎に選任する。 3 原子炉主任技術者は、第5条に定める保安に関する職務と兼務を行う場合は、品質保証部長、品質保証課長、保安管理課長、人材育成課長、安全管理部長、<u>防災課長</u>または<u>訓練計画課長</u>と兼務を行うことができる。 (以下、省略)</p>	<p>(原子炉主任技術者の選任) 第8条 原子力本部長は、原子炉主任技術者および代行者を、原子炉主任技術者免状を有する者であって、(1)から(4)に掲げる期間が通算して3年以上ある特別管理者の中から選任する。</p> <p>(1) 原子炉施設の施設管理に関する業務に従事した期間 (2) 原子炉の運転に関する業務に従事した期間 (3) 原子炉施設の設計に係る安全性の解析および評価に関する業務に従事した期間 (4) 原子炉に使用する燃料体の設計または管理に関する業務に従事した期間</p> <p>2 原子炉主任技術者は原子炉毎に選任する。 3 原子炉主任技術者は、第5条に定める保安に関する職務と兼務を行う場合は、品質保証部長、品質保証課長、保安管理課長、人材育成課長または安全管理部長と兼務を行うことができる。 (以下、省略)</p>

課	原子炉主任技術者と兼務させない理由
保修統括課長	原子炉施設の保修、改造に関する総括業務は、運転に直接権限を有する業務を行っていることから、炉主任としての判断と相反する立場となるため、選任しない。
安全技術課長	重大事故等対処設備等の通信連絡を行うために必要な設備を管理しており、運転に直接権限を有する業務を行っていることから、炉主任としての判断と相反する立場となるため、選任しない。
総務課長	保安規定第8条第1項にある炉主任選任の要件に当てはまらないため選任できない。

7. 施行時期

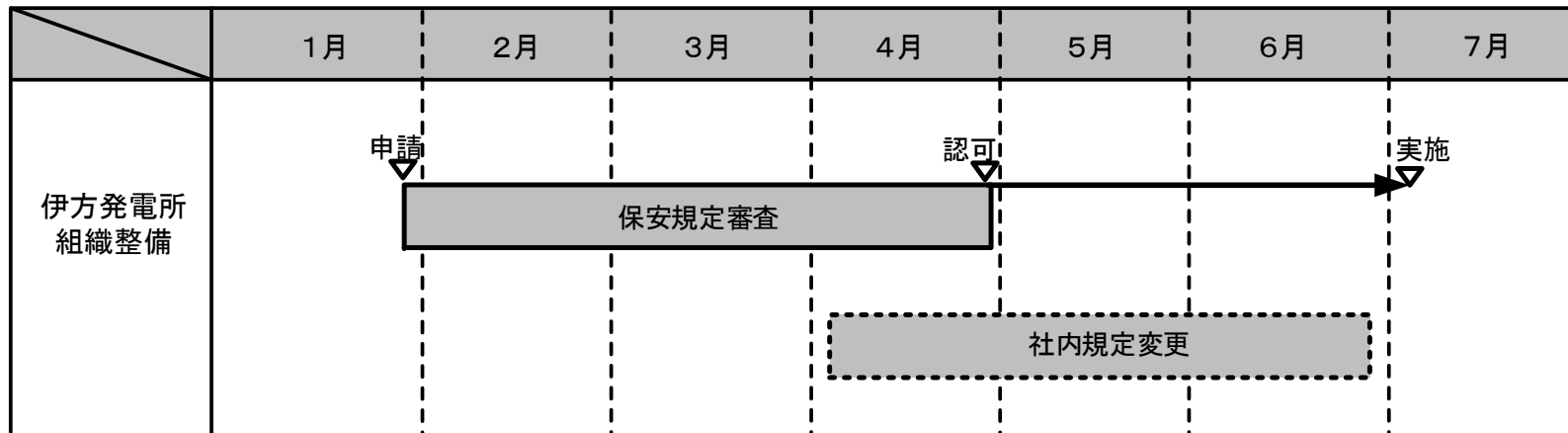
○当社が定める日は令和4年7月1日を予定

附則（令和 年 月 日）

（施行期日）

第1条 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、当社が定める日から施行する。

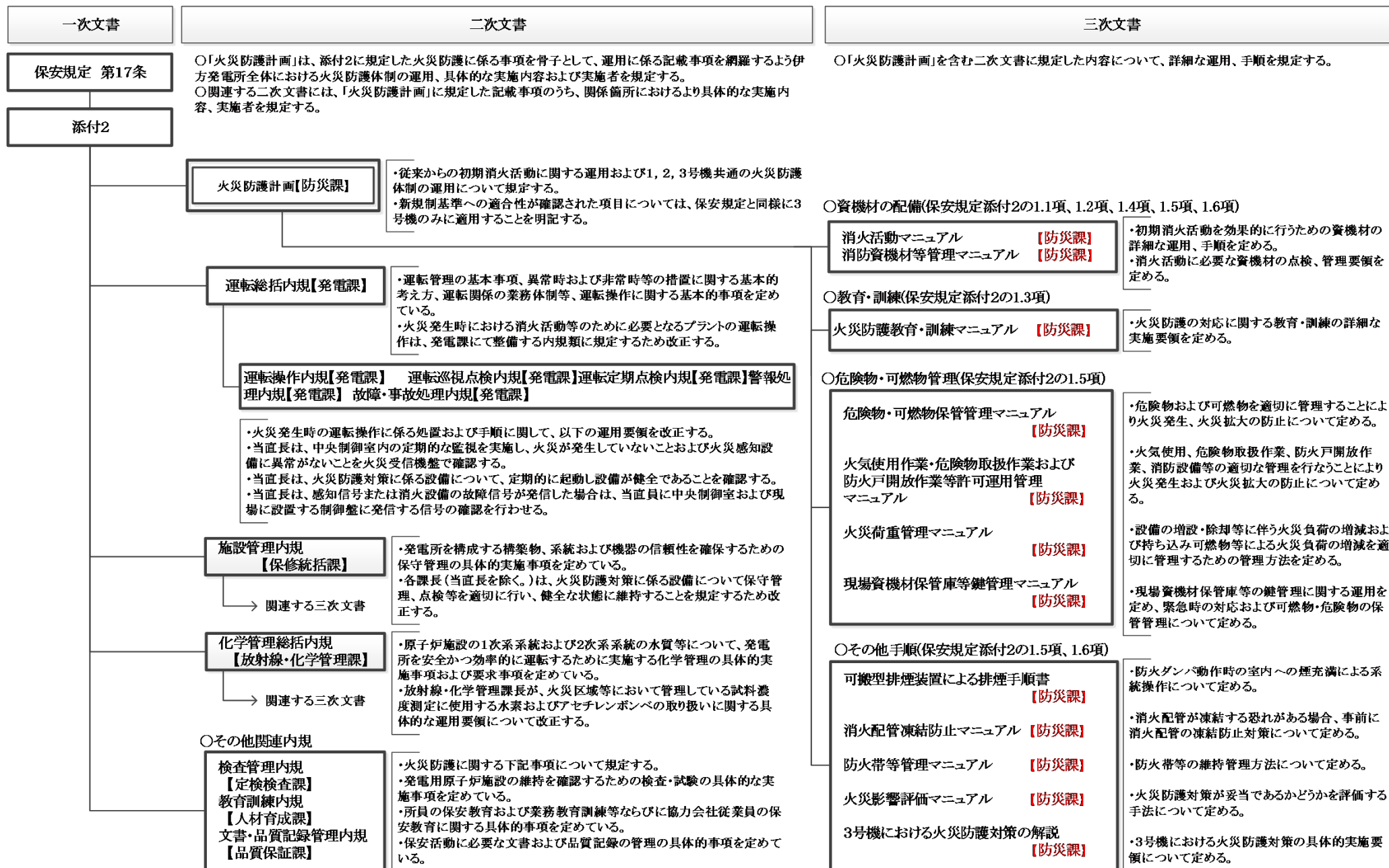
伊方発電所原子炉施設 保安規定変更スケジュール(案)



補足説明資料

補足説明資料(1/2) 社内規定の体系について

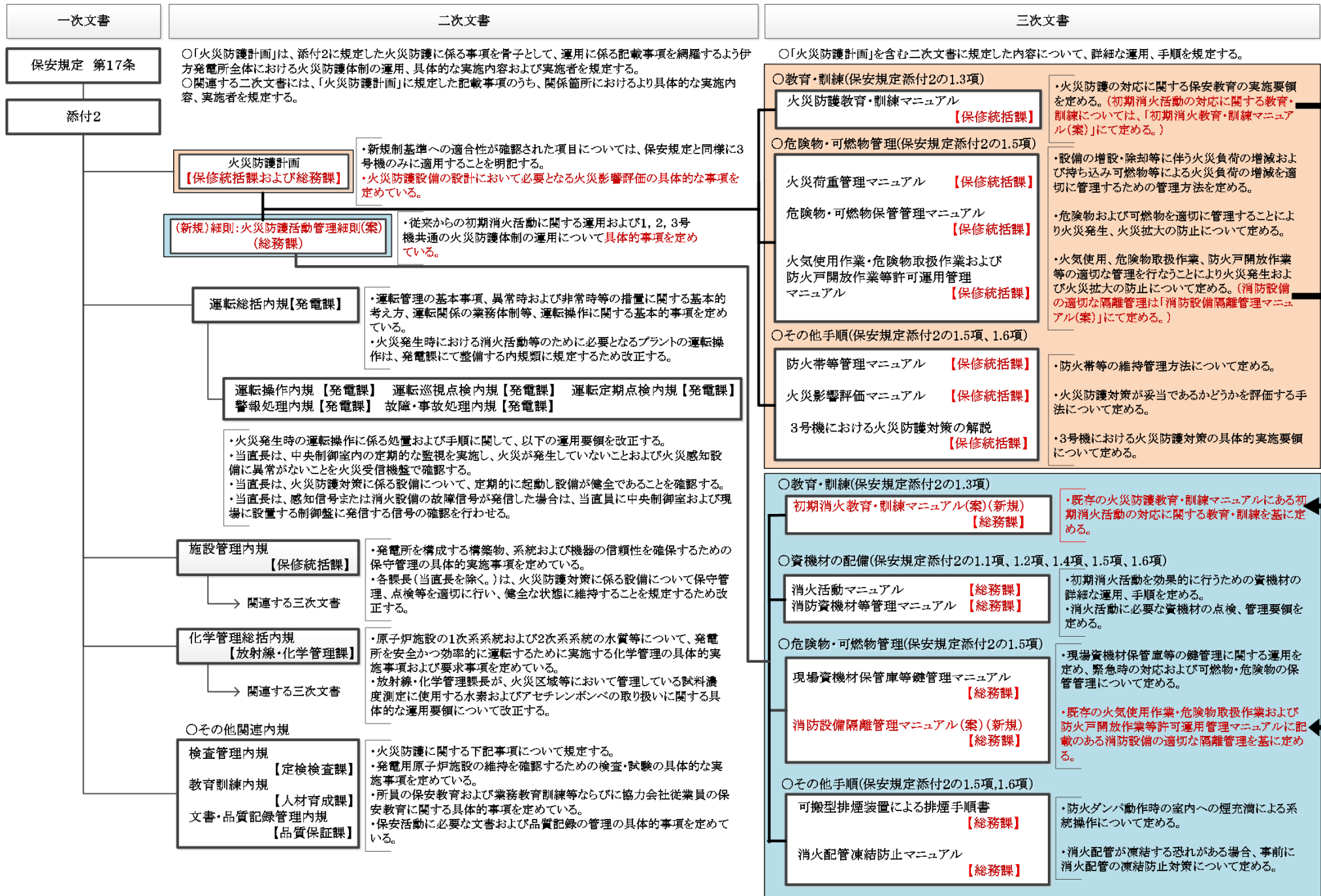
伊方3号機 火災発生時の体制整備に係る保安規定変更に伴う新規制定・改正の社内規定 体系図(変更前)



※3次文書については、今回の保安規定変更の施行にあたって新規制定または改正する2次文書において規定する。

補足説明資料(2/2) 社内規定の体系について

伊方3号機 火災発生時の体制整備に係る保安規定変更に伴う社内規定の所掌変更 体系図(変更後)



※3次文書については、今回の保安規定変更の施行にあたって改正する2次文書において規定する。

伊方発電所保安規定審査資料	
資料番号	TS(77)-03 (R0)

「組織整備に伴う変更」による
業務の継続性等について

令和4年3月
四国電力株式会社

目 次

- 1.安全技術課と訓練計画課の統合について
 - (1) 訓練計画課設置の経緯
 - (2) 訓練計画課業務の実施状況
 - (3) 業務の継続性等

- 2.防災課の業務を保修統括課と総務課への移管について
 - (1) 防災課設置の経緯
 - (2) 防災課業務の実施状況
 - (3) 業務の継続性等

1. 安全技術課と訓練計画課の統合について

(1) 訓練計画課設置の経緯

- ・新規制基準施行に伴う保安規定変更認可(平成28年4月19日付認可)以前は、安全技術課は、原子力防災に係る体制の整備および教育訓練の管理を実施してきた。これに加え、同保安規定変更認可以降、安全技術課の業務に重大事故等発生時および大規模損壊発生時(以下、「重大事故等発生時等」という)に係る体制の整備および教育訓練の管理が追加となり、教育訓練の仕組みを考案・運用することによる訓練体制の構築、維持が喫緊の課題であった。
- ・訓練体制の構築には、協力会社社員を含めた多くの要員(約550名)について、個々の役割に応じた教育訓練の計画の策定、実施、力量評価等を継続的に実施する必要がある、また宿直体制を策定する際、各対策要員が役割に応じた必要な力量を有することを確認する必要があることから、相当な業務量を必要としていた。
- ・そのため、保安規定変更認可申請(平成29年2月10日付認可)を実施し、新たに重大事故等発生時等に係る教育訓練の管理業務を扱う訓練計画課を設置することにより、訓練体制の構築、維持にむけた体制の強化を図った。

(2) 訓練計画課業務の実施状況

訓練計画課は、個々の役割に応じた教育訓練の計画の策定、実施、力量評価等を継続する仕組みを社内規定にて整理し、約6年間の訓練実績を積み上げてきた。近年では、非常用ガスタービン発電機および特定重大事故等対処施設の設置完了に伴い、同設備を運用するための教育訓練を訓練計画に反映してきた。また、要員の役割に応じ、必要な力量を有することを確認するため、要員のリスト化の仕組みを確立、維持した。

このため、新規制基準施行に伴う保安規定変更認可の対応において、訓練体制の構築、維持がなされたことから、訓練計画課の業務を安全技術課と統合し、原子力防災に係る重大事故等発生時等に係る教育訓練の管理を一貫した体制に変更することにより、原子力防災全般に係る体制の整備および教育訓練の管理について、より効率的な人的資源の配分が可能となると考える。

表1. 訓練計画課所掌の社内規定

社内規定※	改正回数
緊急時対応教育訓練細則(新規)	20回
緊急時対応教育訓練マニュアル (新規)	7回
成立性確認訓練マニュアル (新規)	24回

※ 表中の(新規)とは、新規制基準施行に伴う保安規定変更認可の対応として新規策定した社内規定

(3) 業務の継続性等

- 安全技術課長は、保安規定に基づく社内規定に、安全技術課長と訓練計画課長の相互の連携を規定しており、訓練計画課長は、年度計画時に安全技術課長と協議をして教育訓練の計画を策定しているため、その業務を統合しても安全技術課長は問題なく対応できる。

具体的には、安全技術課長は、宿直体制整備のために必要な要員数について訓練計画課長へ依頼し、訓練計画課長は訓練計画に反映する。次に、訓練計画に従い、訓練を実施し力量を有している者について、訓練計画課長から安全技術課長へ報告する。その報告をもって、安全技術課長は、宿直体制を整備している。

- また、安全技術課の要員は、従来から訓練計画課にて訓練関係の対応をしている要員(4名のうち3名)をそのまま配置する予定である。要員は1名減となるものの、教育訓練を取りまとめて報告する要員とその報告をもって宿直体制を整備する要員は、課を統合することにより一連の業務として実施できることから、安全技術課の業務として問題なく対応できる。

2. 防災課の業務を保修統括課と総務課への移管について

(1) 防災課設置の経緯

- ・ 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則において、第11条の2および第16条第1項第15号の2が追加され、「初期消火活動のための体制の整備」が追加になったことから、保安規定変更認可申請(平成20年7月11日付認可)を実施し、消防法に基づく消防防災を担当している総務グループにて対応した。
- ・ これに加え、可燃物管理等の火災防護に関する業務が増加する見込みであったことから、保安規定変更認可申請(平成23年4月4日付認可)を実施し、新たに火災防護および初期消火活動に係る体制の整備を一元管理する防災課を新規設置し、総務グループの業務である初期消火活動に係る体制の整備を防災課に移管した。
- ・ その後、新規制基準施行に伴う保安規定変更認可申請を実施し、防災課の業務に火災発生時における原子炉施設の保全のための活動(可燃物管理等の火災防護を含む)、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動、火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動およびその他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動(以下、「防災・火災防護活動」という。)を行う体制の整備の業務が追加となり、防災課は、この体制の構築とともに、防災・火災防護活動の定着化を牽引してきた。

(2) 防災課業務の実施状況

① 防災課から保修統括課へ移管する業務

防災課は、防災・火災防護活動における「要員の配置」、「教育訓練の実施」、「資機材の配備」および「手順書の整備」を含む計画を社内規定として策定し、運用することにより防災・火災防護活動の体制を確立し、設備を主管とする各課へ防災・火災防護活動の定着化を牽引してきた。

- ・ 要員の配置：防災・火災防護活動を行うための体制について、「火災防護計画」、「溢水対応内規」および「自然災害対応内規」に規定し、1回/年評価する仕組みを構築し、約6年間の運用実績を積み上げてきた。
- ・ 教育訓練の実施：保安規定第130条の保安教育について、所員等に対して約6年間の運用実績を積み上げてきた。
- ・ 資機材の配備：資機材の配備状況について、点検内容、点検頻度、点検月、保管場所、管理責任者を社内規定に規定し、計画的に点検・整備されていることを1回/年評価し、必要に応じて資機材の整備の見直し等の措置を行う仕組みを構築し、約6年間の運用実績を積み上げてきた。
- ・ 手順書の整理：個々の防災・火災防護活動に応じた管理方法を策定、実施、評価し改善する仕組みを火災防護計画、溢水対

応内規、自然災害対応内規およびその下位となる文書（21個）について整理し、約6年間の運用実績を積み上げてきた。

表2. 防災課所掌の社内規定

社内規定※	改正回数
火災防護計画（新規）	21回
溢水対応内規（新規）	11回
自然災害対応内規（新規）	21回

※ 表中の（新規）とは、新規制基準施行に伴う保安規定変更認可の対応として新規に策定した社内規定

防災・火災防護活動の定着化とは、設備を主管する各課が、設備の工事を行う場合に表2に記載した防災課所掌の社内規定に従い、影響を評価のうえ、防災課と協議し、影響があると判断した場合に工事の計画の見直しを行い、その状況を防災課長に報告する活動を積み上げることであり、約6年間の運用実績を積み上げてきた。

今後は、設備を主管とする保修統括課が設備の火災、溢水、火山および自然災害（地震、津波および竜巻等）に係る影響を含めて一元管理することで、保修部関係各課（機械計画第一課、機械計画第二課、電気計画課、計装計画課、設備改良工事課）で情報共有、相互チェックを行うことが可能となり、個々の設備に応じた影響評価を実施することが可能となる。

② 防災課から総務課への移管する業務

防災課が所掌する初期消火活動に係る体制の整備は、実用発電用原子炉の設置、運用等に関する規則改正による保安規定変更認可に伴い、平成20年に追加となって以降、初期消火活動に係る体制を構築し、約13年間の運用実績を積み上げてきた。この運用実績により、初期消火活動が定着してきたことから、過去に初期消火活動に係る体制の整備をとりまとめ、知見および経験を有している総務課へ移管する。

（3）業務の継続性等

① 保修統括課長

- 保修統括課長は、これまで原子炉施設の保修、改造に関する総括業務として、施設管理および工事管理の取りまとめを実施していた。防災・火災防護活動は、施設管理および工事管理の業務の一環として実施されており、防災設備を主管する保修部には防災・火災防護活動の知見および経験を有していることから、その取りまとめを行っている保修統括課長は防災・火災防護活動の体制の整備の業務を問題なく対応できる。

- ・また、保修統括課の要員に、従来から防災課にて防災・火災防護活動を行う体制の整備に関する業務として要員の配置、教育訓練の実施、資機材の配備、手順書の整備を含む計画を社内規定として取りまとめている要員(2名)を配置する予定のため、保修統括課の業務として問題なく対応できる。

② 総務課長

- ・総務課長は、消防法に基づく消防計画より、発電所内で発生する火災に対して自衛消防組織として対応を行っており、初期消火活動に必要な公設消防への迅速な通報、連絡および初期消火要員への迅速な連絡の教育を受けている。また、「火災、内部溢水および火山影響等発生時、その他自然災害（地震、津波および竜巻等）発生時ならびに有毒ガス発生時の措置に関する事」について保安教育（表4参照）を受講しており、初期消火活動に関する知識は備わっていることから総務課長は問題なく対応できる。
- ・総務課の要員は、従来から防災課で火災発生時における原子炉施設の保全のための活動として消防防災関係の体制および手順の整備を取りまとめている要員(6名)をそのまま総務課へ配置することから、総務課の業務として問題なく対応できる。

表3. 消防計画に基づく訓練

訓練種別	訓練内容
消火訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・消火器、消火栓等消防用設備等操作訓練 ・ホース延長訓練
消火および通報訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・消防自動車（水槽付消防ポンプ車）操作・放水訓練 ・消火栓等消防用設備等操作・放水訓練 ・消防機関および所内の通報連絡訓練
総合訓練 （通報・連絡訓練 避難誘導訓練（火災・地震等） 消火訓練）	<ul style="list-style-type: none"> ・消防機関および所内の通報連絡訓練 ・避難誘導訓練（火災・地震） ・消火訓練 ・応急救護訓練

表 4. 保安規定抜粋（表 130-1 保安教育実施方針（総括表））

保安教育の内容					対象者と教育時間 ※2							
大分類	中分類 (実用伊規則第92条 の内容)	小分類 (項目)	内 容	実施時期	運転員(1号伊, 2号伊および53号伊)			放射性廃棄物処 理設備の業務に 関わる者	燃料取替の 業務に関わる者	✖	左記以外の 技術系所員	事務系所員
					当直長 副当直長	主任 班長	運転員					
その他 反復教育	非常の場合に講ずべき処置に関する事		緊急事態応急対策等, 原子力防災対策活動に関する事 (アテンダントマネジメント対応を含む)	1回/年以上	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎※4 (0.5時間以上)	◎※4 (0.5時間以上)		◎※4 (0.5時間以上)	◎※4 (0.5時間以上)
			重大事故等および大規模機破発生時における原子炉施設 の保全のための活動に関する事		◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
			火災, 内部浸水および火山影響等発生時, その他自然災害 (地震, 津波および竜巻等)発生時ならびに有毒ガス発生時 の措置に関する事		◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)

※ 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

以上